

飯田女子短期大学 動物実験倫理委員会内規

(趣 旨)

第1条 飯田女子短期大学動物実験指針（以下「指針」という。）第2条に規定する委員会に関する事項は、この内規の定めるところによる。

(委 員)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織され、学長が委嘱する。

- 一、各学科の学科長
- 二、本学の専任教員 若干名
- 三、その他、学長が適当と認めた者

2 委員には倫理学、哲学、宗教学など倫理的観点からの評価を行いうる専門家が最低一名は含まれていなければならない。もし学内に適任者が無い場合には、学外者に委任することができる。

3 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 申請者あるいはその共同研究者が委員の場合その委員は審議に参加できない。

(定足数及び議決数)

第4条 会議は、委員の過半数の出席によって成立する。但し第2条第二項に定める委員は必ず出席していなければならない。

2 議事は、出席者全員の合意によって決定する。

(意見の聴取)

第5条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(報告及び調査)

第6条 委員会は、実験者に別紙に定める実験計画書の提出を求め、審査の上実験の許可を与える。

2 委員会は実験計画に問題があると認めた場合には、訂正を求めあるいは実験を不許可とすることができる。

3 委員会は実験実施者に対して、実験結果報告書の提出を求め、実施状況に問題があると認めた場合には、改善を指示することができる。

(教育訓練)

第7条 委員会は、動物実験指針ならびに関連する法令等を本学の常勤勤務の管理者および動物実験責任者に熟知させる目的で教育訓練を企画しなければならない。

(自己点検・評価と情報公開)

第8条 委員会は、実施された動物実験等において、定期的に自己点検および評価をしなければ

ばならない。

2. 委員会は、動物実験等に関する情報（動物実験指針、委員会報告等）を適切な方法により公開しなければならない。

第9条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

（雑 則）

第10条 この内規の施行に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成12年7月5日から施行する。

(1) 平成24年1月25日一部改定